

施工体制実態調査票の入力における留意点及び添付書類等について

I 調査票の入力における留意点及び添付書類について

1. 調査票その1（舗装機械の所有又は長期リース（3年以上）の状況等）

○入力における留意点

- ・機械は、稼働（工事施工）可能で、新潟市内に保管している自社所有又は長期リース（3年以上）している全てのものを入力してください。
- ・記載例で元号を表記している項目は、令和=R、平成=H、昭和=Sを必ず付けて入力してください。

○稼働可能な舗装機械の確認（添付）書類

- ・車検証の写し（アスファルトフィニッシャーは償却資産課税台帳の写しでも可）
※リースの場合は契約書の写し（単年度契約で3年以上継続している場合は3年分）
- ・直近2年分の特定自主検査記録表の写し（新車・新規購入の場合は初回点検の記録表の写しのみで可）
※アスファルトフィニッシャーは自主検査記録表等、自主検査を行ったことが分かる書類の写しでも可
- ・機械の写真（車両ナンバーが確認できるもの）
※アスファルトフィニッシャーは車両ナンバー又は車体番号が確認できるもの

○保管場所の確認（添付）書類

- ①自社所有地の場合
 - ・登記簿謄本の写し、保管場所の写真（機械も含めて写したもの）、位置図
- ②借地の場合
 - ・契約書等の写し、保管場所の写真（機械も含めて写したもの）、位置図

2. 調査票その2（主要な技能者）

○入力における留意点

- ・新潟市内の拠点（本店、支店、営業所）に所属している技能者全員について入力してください。
- ・「直接的かつ恒常的に雇用」とは、3カ月以上の雇用実績があり、かつ、雇用期間が定められていない、又は、1年以上の雇用期間が記載された雇用契約書を交わしていることをいいます。1年未満の短期雇用は対象外です。

○直接的かつ恒常的な雇用の確認（添付）書類

- ・技能者の「健康保険被保険者証の写し（所属会社のわかるもの。保険者番号、被保険者等記号・番号は黒塗りしてください）」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し」
- ・技能者が新潟市内にある支店・営業所に所属している「所属証明書」 ※市内本店の場合は提出不要

3. 調査票その3（1級舗装施工管理技術者）

○入力における留意点

- ・新潟市内の拠点（本店、支店、営業所）に所属している技術者全員について入力してください。
- ・「直接的かつ恒常的に雇用」とは、3カ月以上の雇用実績があり、かつ、雇用期間が定められていない、又は、1年以上の雇用期間が記載された雇用契約書を交わしていることをいいます。1年未満の短期雇用は対象外です。

○直接的かつ恒常的な雇用の確認（添付）書類

- ・1級舗装施工管理技術者の「資格者証の写し」
- ・舗装工事に対応した「監理技術者証の写し」 ※該当の技術者がいる場合
- ・同技術者の「健康保険被保険者証の写し（所属会社のわかるもの。保険者番号、被保険者等記号・番号は黒塗りしてください）」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し」
- ・同技術者が新潟市内にある支店・営業所に所属している「所属証明書（本社代表者名を記載し、本社代表者の実印を押印してください）」 ※市内本店の場合は提出不要

II 提出方法

○調査票その1～その3を入力後、エクセルデータを契約課宛にメール送信してください。
⇒ keiyaku@city.niigata.lg.jp

○「施工体制実態調査票」における（変更）申請書、調査票及び添付書類は、フラットファイルに綴じ、1部提出してください。